

制 度 名	消防団設備整備費補助金	主管課名	消防安全課 消防総務 G		
		問合せ先	029-301-2873		
目的・趣旨	地方公共団体が消防団における新型コロナウイルス感染症対策として必要となる資器材や、配備が進んでいない救助資機材等の整備をするための経費に対して補助金を交付する。				
<p>[対象団体] 地方公共団体</p> <p>[対象事業] <ul style="list-style-type: none"> 救助用資機材等 自動体外式除細動器（AED）、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、トランシーバー（デジタル簡易無線も含む）、発電機、投光器、救命ボート、救命胴衣等、排水ポンプ、防護衣等、ドローン 感染防止資器材 マスク、感染防止衣等、消毒液 </p> <p>[補助要件等] 各市町村において、上記補助対象設備のうち必要な資機材の種類、個数を選択することが出来る。</p> <p>[対象経費] 設備の整備に必要な経費。</p> <p>[補助限度額等] 補助対象経費の3分の1（地方負担分3分の2に特別交付税措置（措置率0.8）を講じる予定）。（基準額無し）</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
消防団救助能力向上資機材緊急整備事業		1/3	-	2/3	-
〔3年度当初予算額〕 330,000 千円		〔3年度補助対象団体〕 令和3年6月頃決定予定			
〔備考〕					